

(陳受30第5号)

簡易宿所「(仮称)三鷹ゲストハウス」の営業に関する陳情

受理年月日

平成30年6月6日

陳情者

陳情の要旨

このたび、旅館業営業許可申請されている件について、事業者より第2回目の地域住民への説明会が去る5月31日(木)午後7時より緑町コミュニティセンターにて開催されました。質問者に対する事業者の受け答えは、大変高圧的・威圧的であり、「事務所に来い」「外に出ろ」など、巻き舌で恫喝があったことから、平穏な地域環境が著しく害されるおそれがあると感じています。

しかしながら、東京都多摩府中保健所としては、不許可処分とする要件①政令で定める施設の構造設備基準に適合しないとき(旅館業法第3条第2項)、②施設の設置場所が公衆衛生上不相当であるとき(法第3条第2項)、③申請者が法で定める欠格要件に該当するとき(法第3条第2項)、④施設の設置場所が学校教育機関等の100メートル以内にある場合、清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるとき(法第3条第3項)に該当するものがないことと、保健所の行政指導による住民説明会を実施したことから、許可事務を進める可能性があります。

御存じのとおり、武蔵野市緑町は、駅前でなく、閑静な住宅地で住民同士が穏やかに生活し、良好な教育環境を誇り子育てしやすい環境にあります。これからも良好な安全・安心な環境を保ち続けるために、以下の点を要望します。

記

- 1 事業者は、説明会において地域住民と調和していく姿勢と意思はないと明言したことから、東京都に対し、再度事業者の適格性の審査を行うよう、武蔵野市から求めてください。
- 2 地域住民の不安を払拭するためにも、再度、事業者代表取締役出席のもと、説明会を開催するよう、東京都に指導を求めてください。
- 3 万が一、開設された場合は、防犯カメラの増設、宿泊者の動線規制、警察官の巡回頻度の見直し、武蔵野警察署西久保地域安全センターを、現職警察官常駐の交番に戻すことについて武蔵野市から関係機関に求めてください。
- 4 武蔵野市においては、民泊並びに簡易宿所の開設に当たり、住民の安全を最優先に、事業の規制となる条例の制定を求めます。